

# 大学の設置認可を巡る現状と課題

大学設置・学校法人審議会委員の議論  
と

日本の大学の現行形態の持つ硬直性と混乱からの脱出のための意見

丹保憲仁

放送大学長

前大学設置法人審議会会長

中教審大学分科会制度部会(7/13/2004)

# 1.基本的認識

- 「事前規制から事後評価へ」という流れの中で第三者評価の導入を図る制度改正(平成15年度)は基本的には当を得たものとする。
- しかしながら、事後評価の全面的導入のみで大学の質を保証することは難しく、一定の事前関与(評価)が必要。
- 事後の「検査保証」には評価の時間遅れと修正のための困難があり、「工程保証」のための先行評価との適切な併用が、実効ある評価構成と社会的経済のために必要。
- 学生の自己責任のみに大学選択のリスクを負わせるわけには行かない。事後評価までの間の時間遅れの被害を学生のみを負わせるわけには行かない。
- 現状で第三者評価制度も評価組織も十全に出来てはいない。概念規定だけで拙速に実務を進行させるのは危険。
- 評価を前提にした大学制度の設計が未だ行われていない。

## 2.設置認可を巡り論議のあった課題(例)

- 1) 準則主義の下で、学校教育法や大学設置基準の多くの定性的な規定では、認可の可否の判断尺度になりがたい状況が生じる。適切な明文化を要する。
  - 教育目的・内容が資格取得に特化している構想について、それを「大学」と位置付け得るか。(学教法52条)
  - 専門学校や学部とのレベルの相異が不明確な構想について、それを「専門職大学院」と位置付けることが出来るか。(学教法65条)
  - 報酬が過少である場合などに、それを「専任教員」と言えるか(設置基準12条)
  - 実務家教員が大部分を占めるような「大学」があり得るか。(学教法52条、設置基準7条)
  - 教授・助教授・講師の差異をどのように考えて適格性を判断するか。(設置基準14 - 16条)
  - 教員資格の適合性を判断する際、専門学校・予備校での教育経験、実務家としての業績をどのように評価するか。(設置基準14 - 16条)
  - 正規学生数に対して科目履修生が過大な場合の扱い。(設置基準31条)
  - 研究室が大部屋であり、かつ狭隘である場合。(設置基準36条)
  - 保有図書数が過小と考えられる場合。(設置基準38条)

## 2)事後評価と事前・過程評価の協同的運用

- 事後評価を重視した大学設置基準の改定が必要としても、その設計は簡単ではない。当面の間の対応として……
- 審査過程での申請者とのやりとりを通じて、申請者自らが社会への説明責任を果たすような情報開示の手続きを考える必要がある。  
(設置認可申請は社会に対する公的責任の表示と考える。)
- 大学設置・法人審議会は、設置基準への適合性を申請時点で判定するのみでなく、申請者の情報公開と共に審議会の審査過程で得られた情報は評価機関、学生・保護者などにとって有益なものであるから、現在の「留意事項」等をより積極的に表現し広く公開することによって公益の拡大を計る。
- 事後評価とリンクした行程管理として、新設大学の「履行状況調査」を強化し、その結果を情報公開して、社会や認証評価機関の参考に供する。

### 3) 審査の手続き・態勢について

- 益々多様化複雑化する申請に対して、柔軟に的確に対応して審査を行う態勢を整える必要がある。申請者の意向も聴取しつつ、審議会の審査に適切な分野の参考人・参考団体代表の関与を加えることも有益である。
- 最近の設置認可の施行に際して、新しい考え方の専門職大学院、大学院通信課程、特区の株式会社立大学・大学院の申請が出てきて、新しい概念であるのに審査を短期間で行うことを求められてきた。事前手続きを事後評価に繋がる一連のものと考え、我が国の高等教育が社会に健全に収まるためには、さらなる審査日程の短縮は困難である。(申請者と設置審との意見交換、その過程の社会への情報開示等が不十分になる)

# 日本では「大学」の定義は一つ 本当は千差万別である(1)

- 学校教育法52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。(日本の大学の定義)
- この基本的機能を持っているものが大学だとすると、限定的な機能しかもっていないものをどう扱うかが問題となる。
- 育てるべき人間は、全人的な学習が必要な個人であり、機械部品のような社会の単なる歯車ではない。しかし、歯車にもなれないのは困る。

# 日本では「大学」の定義は一つ 本当は千差万別である(2)

- 総合大学 : University
- 単科大学 : College (Medical, Engineering, Arts, Agricultural, Teacher's , etc.)
- 専門職大学院 : Professional school ( Law, Medical, Public Health, etc.)
- 大学院大学 : Graduate research school or program?
- 短期大学 : Junior college, Community college
- 専門学校 : Ad vocational school or Polytechnic
- 高等専門学校 : Junior college or Technical college

# カリキュラムのレベリングと学校の類型

	C-1	C-2	C-3	C-4	...	...	...	C-x	C-y
S p	(レベル)		学術博士						
L-4	修士	大学院プログラム群				論文等		専門職大学院	
L-3	学士	高度の共通・総合講義							単科大学
L-2	準学士		専門講義		キャップロックプログラム		専門学校		
L-1			基礎レベルの講義						
L-0			入門レベルの講義			高等専門学校			





# 伝統型: 学校教育法52条の大学と

## 大学院レベルのプログラム群と専門職教育

### 複合による52条大学化

専門学校、高等専門学校、単科大学(?)と52条のフルスペックを持ちにくい大学の、52条化。

通信教育(基礎、教養教育型の、たとえば放送大学)とのリンクによる空白部分の補填、などが必要

学部レベルでもプログラム教育システムの設計(大学である必要が無い)と学習過程の連携評価

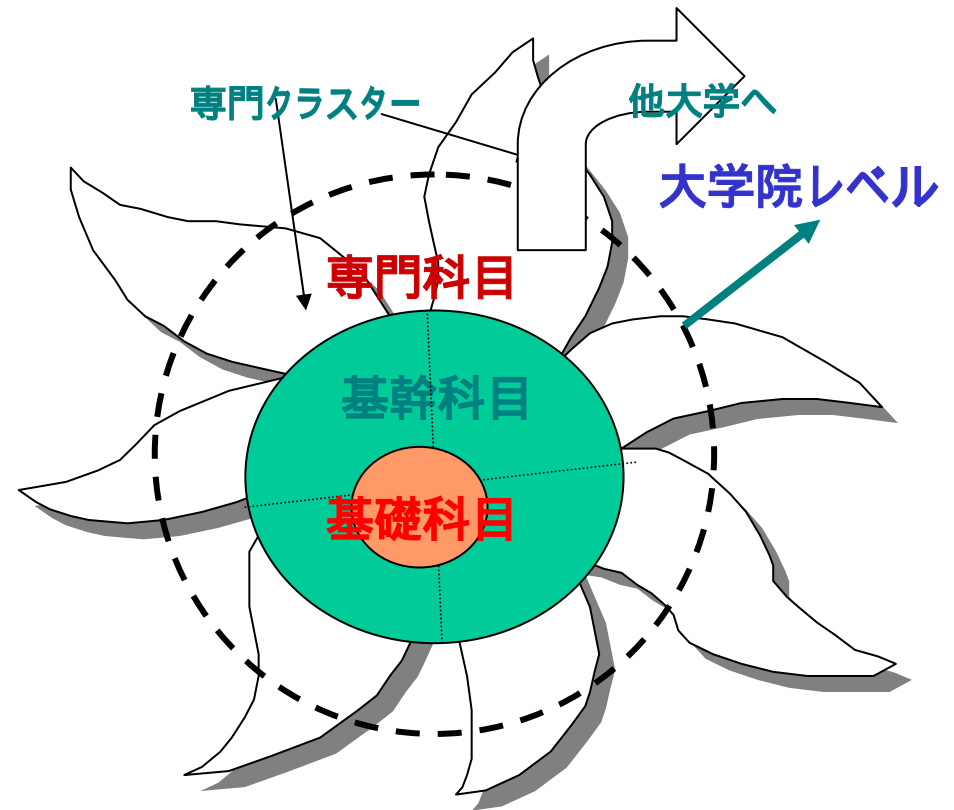
短期大学を基礎・教養型教育部分へ連携活用

大学とプログラムorプログラム群の峻別とレベル評価の明確化

# 学科学年ボックスと樹枝状流れ系

	A 学科	B 学科	C 学科
4年生			
3年生			
2年生			
1年生			

入学金+授業料(年基準)



入学金+単位あたり授業料

(プレリクイジット制度の導入)

# これからの将来に向けて

52条型大学は第1サイクルの学習のための主高等教育機関であり、機関を評価認定する。丁寧に時間をかけて評価し大学として認定する。

各種プログラムは、レベルを明確にし、一定基準で公開自己評価する。届出でよい。通学・通信を問わない。専門職大学院などとともに学会・職能団体などの個別の評価も可能である。

学生は、学習設計をしかるべき機関(認定された大学、専門機関など:学生の学位認定評価機関でもある)の助けを借りて行い、当該機関にキャリアー記録登録する。(入学料相当の設計登録料を払う)

国内外の大学・プログラムなどで学習を進め、所定の学習プログラムが進行したら、各所で認定された成果・経過を基に、登録大学(大学院)、学位評価機構などで最終の判定を受け、しかるべき学位を受ける。(学習者の進行過程評価とその対価:授業料は科目ごとに支払い、学位認定料(最終判定)を払う:消費者保護と学習プロセス柔軟化、教育機関の競争化を進める)